地　　目　山林
地　　積　175㎡
換　　地
町名地番　つくば市みどりの中央65―3
地　　目　宅地
地　　積　175.28㎡
清算金額
徴収額274,246円、交付額０円、
供託すべき額０円

⑵　土子　一之
徴収清算金　　金０円
交付清算金　　金8,968円
供託すべき金額　金０円
清算金額内訳
従前の土地
町名地番　つくば市花島新田字北原19―15
地　　目　山林
地　　積　209㎡
換　　地
町名地番　つくば市みどりの中央69―12
地　　目　宅地
地　　積　114.26㎡
清算金額
徴収額０円、交付額8,070円、
供託すべき額０円
従前の土地
町名地番　つくば市花島新田字北原19―18
地　　目　山林
地　　積　27㎡
換　　地
町名地番　つくば市みどりの中央69―18
地　　目　宅地
地　　積　15.22㎡
清算金額
徴収額０円、交付額898円、
供託すべき額０円

⑶　溝口　迪子
徴収清算金　　金０円
交付清算金　　金469,991円
供託すべき金額　金０円
清算金額内訳
従前の土地
町名地番　つくば市片田字中割193―24
地　　目　山林
地　　積　173㎡
換　　地
土地区画整理法第95条第６項により金銭清算第104条第１項により消滅
清算金額
徴収額０円、交付額469,991円、
供託すべき額０円

⑷　名取建設株式会社
徴収清算金　　金０円
交付清算金　　金1,858円
供託すべき金額　金０円
清算金額内訳
従前の土地
町名地番　つくば市花島新田字北原5―3
地　　目　山林
地　　積　772㎡
換　　地
町名地番　つくば市みどりの一丁目55―6
地　　目　宅地
地　　積　132.72㎡
清算金額
徴収額０円、交付額1,858円、
供託すべき額０円

（注意事項）

1　「徴収清算金」は、貴殿から施行者（当機構）に清算金をお支払いいただきます。
「交付清算金」は、施行者（当機構）から貴殿に清算金をお支払いします。
「供託すべき金額」は、交付すべき清算金に係わる土地に、質権、先取特権又は抵当権があるときは、質権等を有する権利者から「供託しなくてもよい旨の申出書」が指定期限までに提出されない限り、「供託すべき金額」を供託することとなります。

2　所有権、借地権及び敷地権を有する各筆の土地について、徴収すべき清算金と交付すべき清算金とがあるときは、土地区画整理法第111条の規定により両者を相殺し、相殺後の上記の金額を徴収又は交付します。なお、相殺に当たっては、交付すべき清算金を徴収すべき清算金のうち金額の少ないものから順次充当しましたので、ご了承ください。

3　「徴収清算金」の額が、10万円を超えるときは、分割して納付することができますので、分納を希望される方は、清算金分納申請書をご提出ください。

（教示）

1　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）

2　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

【連絡先】

〒163―1321　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
販売営業部販売CSチーム
ＴＥＬ03―3347―0932
ＦＡＸ03―3347―0485

以　上

税理士証票無効公告

平成28年12月26日までに、それぞれの届出があった次の税理士証票は、事故発生の日以後は無効とする。

平成28年12月26日　日本税理士会連合会

登録番号	氏　名	税理士証票交付番号	亡失年月日
16987	柳元　丘	177289	28.11.30
20167	山本啓三朗	194644	28.12.15
33161	武田　近	375996	28.12.13
34509	川西みや子	195021	28.12.15
43329	横井　則夫	273880	28. 9. 8
47923	森　一朗	176904	28.12.13
53037	森下　忠志	183983	28. 8.20
69469	山田眞知子	262356	28.11.15
75043	増田　博明	192412	28.12.15
75555	本保　登	187597	28.11. 1
76284	水野　圭爾	364555	28. 9. 1
76685	竹末　肇	192547	28.11.20
80889	横井　大介	270327	28.11. 1
84875	中村八州夫	274672	28.11. 1
86085	細野　ゆり	312261	28. 7. 1
100448	槻舘　信	363898	28. 9.20
110543	廣岡　慎一	373698	28.12.13
112025	田中　正志	313213	28.10.20
113533	櫻井　清美	312011	28.11.29
134024	田邊　龍彦	385288	28.11. 2

税理士登録抹消公告

税理士法（昭和26年法律第237号）第27条の規定により平成28年12月１日から平成28年12月26日までに税理士の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成28年12月26日　日本税理士会連合会

登録番号	氏　名	抹消の理由
3017	坂本　三郎	28.11.13　死　亡
9423	播摩　和夫	28.11.30　業務廃止
12145	本宮巳一郎	28.10.15　死　亡
15487	山口　晃一	28.11. 3　〃
17503	陣内　才	28.11.15　〃
18450	中野　静正	28.11.16　〃
19079	永瀬　昇	28.11.13　〃